

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問4（情）第1号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和3年12月8日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- ・ 開示の請求をした行政文書の件名又は内容

広島県知事へ「請願書」の提出が出来ない根拠となる資料（以下「本件請求文書」という。）のコピーをお願いします。憲法16条（請願権）、97条（基本的人権の本質）、98条1項（最高法規）、99条（憲法尊重擁護の義務）、請願法、地方自治法124条（請願書）によりますと広島県知事への「請願書」の提出はできないとは書かれていません。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年12月20日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年12月24日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの判決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 広島県知事への「請願書」の提出ができない根拠となる資料を求めたが、行政文書を保有していない理由として、「作成又は取得していないため」となっている。

そうであれば、広島県知事は、何の根拠もなしに広島県知事宛の「請願書」を受理しないことになる。

広島県知事が日本国憲法（以下「憲法」という。）第99条（憲法尊重擁護の義務）の憲法尊重擁護義務者として、憲法第16条（請願権）を拒否できる根拠を教えてほしい。

- (2) 広島県知事の「弁明書」は、請願書の受理について憲法第16条（請願権）及び請願法（昭和22年法律第13号）違反を隠し、広島県民を愚弄している。広島県知事は、広島県ホームページの「請願・陳情」の「請願」について速やかに訂正し、「陳情」を削除すること。
- (3) 広島県知事は、請願の訂正、陳情を削除したのち、広島県民に対して、請願、陳情についての訂正、削除を公表し、憲法第16条（請願権）及び請願法に違反していたことを謝罪すべきである。
- (4) 広島県知事の弁明書から、なぜ、総務課の職員は、令和3年10月25日付け「請願書」の受理を拒否できたのか。

請願者は、憲法第16条（請願権）、請願法に基づいて、請願していると口頭で、提出理由を説明したが受理されなかった。

- (5) 広島県知事の弁明書から、なぜ、広島県選挙管理委員会の職員は、令和3年11月26日付け「請願書」の受理を拒否できたのか。請願書には、憲法第16条（請願権）、第97条（基本的人権の本質）、第98条第1項（最高法規）、第99条（憲法尊重擁護の義務）、請願法に基づいています。と、各条文を「請願書」に明記して提出している。
- (6) 広島県知事の弁明書から、なぜ、令和3年12月20日付けの「行政文書不

存在通知書」で「行政文書を保有していない理由」として、「1 作成又は取得していないため」としたのか。

請願者は、憲法第16条（請願権）、請願法で広島県知事に請願できるのに請願できないのかと尋ねているのに、そのことには一切答えていない。広島県知事は、広島県民を明らかに愚弄している。

- (7) 広島県知事の弁明書は、なぜ、(4)、(5)、(6)の経緯を無視したことに一切触れておらず、広島県知事は、憲法第99条憲法尊重擁護の義務者であるが、憲法尊重擁護の義務を放棄しており、広島県知事は、明らかに憲法に違反している。
- (8) 広島県知事の弁明書は、請願法第5条により請願できるとしているが、今日現在、広島県知事は、請願について、広島県ホームページで県議会に限定し、紹介議員を要求している。この要求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第124条で県議会へ請願する場合のみである。又、県議会以外の請願を陳情にしている。このことは、広島県知事は、憲法第16条（請願権）、請願法に違反している。
- (9) 主権者である日本国民は、憲法をまもることによって、安心して生活することができる。国民は、憲法の義務、憲法第26条第2項（教育の義務）、第27条第1項（勤労の権利及び義務）、憲法第30条（納税の義務）を履行している。
- (10) 広島県知事、広島県議会議員、広島県職員は、憲法尊重擁護の義務者でありながら、その義務を履行していない。義務を履行できないのであれば、自ら、その職を辞すべきである。
- (11) 以上のとおり、広島県知事の弁明書は、「請願書」の受理について、憲法第16条（請願権）及び請願法違反を隠しており、認めることは出来ない。
- (12) 広島県知事は、広島県ホームページの請願・陳情の請願について、速やかに訂正し、陳情を削除すること。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

請願法に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならないこととされ（請願法第5条）、広島県知事に対しても請願書を提出することができる。

よって、審査請求人が開示を求める文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

憲法第16条により、何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けないとされている。

また、請願法第5条により、同法に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならないとされている。

よって、実施機関に対しても、何人も、請願書を提出することができるものと認められる。

以上のことから、本件請求文書は存在しないとの実施機関の説明は、不合理とはいえない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

請願は、何人も、原則としていかなる事項についても、また期間に制限なくこれをなすことができるものであるが、審査請求人が本件請求に至った発端は、実施機関の請願に関する当初の説明が誤っていたことにあると考えられる。

審査会としては、審査請求人が不服を抱くことについては理解できる部分

もあるので、実施機関には、請願制度の理解に努め、適切に対応するよう求めるものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年4月12日	・ 諮問を受けた。
令和5年1月17日	・ 審査請求人から意見書・資料を収受した。
令和5年3月28日 (令和4年度第12回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年4月27日 (令和5年度第1回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年6月28日 (令和5年度第3回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年7月26日 (令和5年度第4回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授